

計画主体名	静岡県・静岡市		
計画期間 実施期間	H21 H21	～H23	総事業費(交付金) 34,171千円(17,085千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	✓	地域産物の加工・販売促進及び農林業体験イベント等により地域の交流人口増加を目指す計画であり、法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	✓	第一次静岡市総合計画により、「魅力ある山間地、中山間地の振興」、静岡市都市計画マスタープランにより「自然を生き、自然と共生できる安全で快適なまちづくり」を目標として掲げており、当該事業との連携、配慮、調和が図られている。また、静岡県の「農林水産業新世紀ビジョン」の中でも農山村地域活性化のため、目標を掲げている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	✓	事前に真富士の里運営委員会と町内会が協議し、地域住民等の要望を具体化している。よって活性化計画及び交付対象事業別概要の作成は合意形成を基礎としたものである。
事業の推進体制は確立されているか	✓	活性化計画に位置づけられている事業推進のため、関係農林漁業者等で組織された団体「真富士の里運営委員会」により体制は確立されている。また、計画主体である静岡県・静岡市とも施設・整備運営に当たり協力体制が確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	✓	農林水産物直売・食材提供供給施設を整備することにより、当該施設で地域産物の販売額増加が図られるとともに、交流人口の増も見込まれるため目標及び事業活用活性化計画目標と整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	✓	計画期間3年、実施期間は1年で、基本方針及び実施要綱に定められた期間内であり、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	✓	要望事業費34,171千円×1/2=17,085千円で交付限度額17,085千円の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	✓	今回、新規に取り組む事業である。よって自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	✓	整備施設の減価償却資産の耐用年数は、次のとおり5年以上である。 直売所20年、電気設備15年、厨房機器15年、給排水15年、ガス設備15年、冷・暖房・ボイラー13年、陳列棚6年、冷蔵業務用設備13年、椅子・机(体験・食材提供専用)5年

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	✓	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき分析を行っており適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	✓	算定結果は1.02で、1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	✓	事業実施主体は、農林漁業者3者以上で組織する団体であり、法人格はないが、代表者組織及び運営について規約の定めがあり、特定の加入脱退と関係なく一体として経済活動の単位になっている。また、事業内容は、五法指定地域内に地域農林水産物を販売、提供するための施設を整備するものであり、実施要領別表2の要件等を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	✓	農林漁業者の組織する団体である「真富士の里運営委員会」に対する交付であって、当運営委員会の規定等に従い利用するもので、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	✓	現状の交流人口実績232千人(H18～H20)を踏まえ、地域産物の品揃えや交流体験イベントの充実により交流人口の目標245千人(H21～H23)に増加する計画である。施設の利用計画はそれを踏まえて策定している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	✓	近隣に類似施設があるが、地理上当該類似施設の受益地とは明確に区分されている。利用計画は、その利用状況及び今後の利用見込み等を踏まえて策定している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	✓	都市生活者及び北部への温泉客が施設利用対象者の中心である。季節の農林産品と蕎麦など飲食物を提供することにより、年間を通して施設が利用できるよう検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	✓	施設の設置場所は主要地方道と隣接しており、利便性を十分検討している。地理上、他施設と競合することはなく、連携による相乗効果が期待できる。施設は、実績等から最大時の利用者数を想定して規模を決定しており適正である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	✓	事業の積算にあたっては事前参考見積もりを取り、類似施設と建設単価の比較検討を行っており、過大ではないことを確認した。
建設・整備コストの低減に努めているか	✓	施設は必要最小限の規模にとどめ、既存の備品の再利用等コストの低減を図っている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	✓	備品は必要性を十分検討の上、冷凍機等業務用でかつ汎用性の高いものを選定している。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	✓	整備予定場所は主要地方道に接しているため集客の観点、農林漁業者の利便性、交流事業の開催地として適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	✓	施設用地は町内会の所有地であり、承認を受けて借地契約しており、施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	✓	事業実施主体負担については、運営委員会の総会において承認された資金調達及び償還計画が策定しており、融資機関等と十分検討をおこなっている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	✓	施設の維持管理に関して、管理規定をもうけており適正に管理される。また、管理・更新に必要な資金は事前の貯蓄及び運営による内部留保により備え、事業収支にも計上しており、適正である。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	✓	平成23年度の収入は77,878千円で支出は人件費、維持管理経費等77,443千円を見込んでおり収支の均衡は取れている。

他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	
-----------------------------------	---	--